

(照会先)

社会保険庁運営部年金保険課

竹内、中山(内線 3648)

電話(代表)03-5253-1111

(直通)03-3595-2811

平成21年2月9日
社会保険庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の
社会保険事務所における記録訂正の状況について

社会保険庁においては、昨年12月25日から、厚生年金に係る記録確認の申立てについて、給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額の記録が訂正されている場合等については、処理の迅速化を図るため、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたところです。

今般、本年1月末までの当該記録訂正の状況について、下記のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

記

社会保険事務所における記録訂正の事案数 7件

うち約2万件の戸別訪問の対象となっているもの 7件

- * 社会保険庁では、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約6万9千件）を抽出し、このうち厚生年金受給者（約2万件）について、昨年10月16日から社会保険事務所職員による戸別訪問を実施しています。
- * 今回の7件はすべて、事業所の全喪日以後に、遡及して標準報酬月額の記録が訂正されていたものです。